

岡崎市地域公共交通会議設置要綱

(趣旨)

第1条 道路運送法（昭和26年運輸省令第75号）施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項に規定する協議会として、岡崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の策定、実施及び評価に係る事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議に必要とされる事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 岡崎市副市長
 - (2) 関係する公共交通事業者、交通事業者の運転者組織、道路管理者
 - (3) 市民又は利用者の代表者
 - (4) 中部運輸局長（愛知運輸支局長）又はその指名する者
 - (5) 愛知県警察、学識経験者、その他の交通会議の運営上必要と認められる者
- 2 委員の任期は、就任した日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、他の委員が就任した後に就任する委員の任期は現任の委員の任期末までとする。

(臨時委員)

第4条 次条第1項第1号の会長は、交通会議に特別の事項を協議するため必要があるときは、臨時委員を選任することが出来る。

- 2 臨時委員は、必要とされた特別の事項の協議にのみ参与し、当該協議が終了したときに解任されるものとする。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査委員 2名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監査委員は、委員の中から会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。
- 6 監査委員は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 7 会長、副会長及び監査委員は、相互にその職を兼ねることはできない。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員（第4条の臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の出席をもって開催する。ただし、会議に欠席する場合に、事前に議事に係る意思表明書を事務局に送付したときは、会議に出席しているものとみなす。
- 3 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、会議に出席した委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認める場合には、非公開で行うものとする。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。

(会議の特例)

第7条 会長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面等により委員の意見を聴取し、又は賛否を問い、会議に代えることができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する時間の余裕がない場合
- (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合
- (3) その他会長が必要と認める場合

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うために事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(財務)

第10条 交通会議の財務に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。